

平成20年度 計算書類

平成20年度 学校法人山口学園の計算書類等について公開します。

学校法人山口学園

くずは青葉幼稚園

資金収支計算書 [平成20年度]

収入の部	
科目	金額
学生生徒納付金収入	36,055,450
手数料収入	265,000
寄付金収入	1,869,885
補助金収入	38,674,800
資産運用収入	1,204,776
事業収入	10,237,805
雑収入	439,125
借入金等収入	43,000,000
前受金収入	4,110,000
その他の収入	11,295,615
資金収入調整勘定	3,570,000
前年度繰越支払資金	9,216,429
収入の部合計	152,798,885

支出の部	
科目	金額
人件費支出	55,478,660
教育研究経費支出	7,436,050
管理経費支出	16,716,752
借入金等利息支出	4,909,019
借入金等返済支出	43,200,000
施設関係支出	6,715,718
設備関係支出	179,160
その他の支出	12,535,097
資金支出調整勘定	1,141,042
次年度繰越支払資金	6,769,471
支出の部合計	152,798,885

補助金収入は、大阪府補助金 大阪府軽減補助金 就園奨励費補助金
市町村軽減補助金収入 (単位=円)

消費収支計算書 [平成20年度]

消費収入の部	
科目	金額
学生生徒納付金収入	36,055,450
手数料	265,000
寄付金	1,869,885
補助金	38,674,800
資産運用収入	1,204,776
事業収入	10,237,805
雑収入	439,125
帰属収入合計	88,746,841
基本金組入額合計	4,379,160
消費収入の部合計	84,367,681

消費支出の部	
科目	金額
人件費	56,428,660
教育研究経費	8,042,633
管理経費	23,488,963
借入金等利息	4,909,019
消費支出の部合計	92,869,275
当年度消費収入超過額(又は当年度消費支出超過額)	8,501,594
前年度繰越消費収入超過額(又は前年度繰越消費支出超過額)	270,505,353
翌年度繰越消費収入超過額(又は翌年度繰越消費支出超過額)	279,006,947

(単位=円)

貸借対照表 [平成20年度]

資産の部	本年度末	前年度末	増減
固定資産	435,032,221	436,516,137	483,916
流動資産	6,769,471	9,235,749	2,446,278
資産の部 合計	442,801,692	445,751,886	2,950,194

負債の部	本年度末	前年度末	増減
固定負債	159,175,000	157,970,000	1,205,000
流動負債	22,788,960	22,821,720	32,760
負債の部 合計	181,963,960	180,791,720	1,172,240

基本金の部	本年度末	前年度末	増減
第一号基本金	539,844,679	535,465,519	4,379,160
基本金の部 合計	539,844,679	535,465,519	4,379,160

消費収支差額の部	本年度末	前年度末	増減
翌年度繰越消費収入超過額 (又は翌年度繰越消費支出超過額)	279,006,947	270,505,353	8,501,594
消費収支差額の部合計	279,006,947	270,505,353	8,501,594
負債の部、基本金の部および消費収支差額の部合計	442,801,692	445,751,886	2,950,194

(単位 = 円)

財産目録 [平成20年度]

1. 資産総額	442,801,692	
固定資産	436,032,221	土地・建物・構築物・教育研究用機器備品・図書
流動資産	6,769,471	現金・預金
2. 負債総額	181,963,960	
固定負債	159,175,000	長期借入金・退職給与引当金
流動負債	22,788,960	短期借入金・未払金・前受金・預り金
3. 正味財産	260,837,732	

(単位 = 円)

監査報告書 [平成20年度]

平成21年5月30日

学校法人山口学園

理事会・評議員会 御中

理事長 山口 亨 殿

副理事長 山口尚志 殿

学校法人山口学園

監事 安倍 祐二

監事 山口 照子

監事兩名は、学校法人山口学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び寄付行為第18条第2項に基づいて同学園の平成20年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）における業務及び財産の状況について理事長並びに副理事長から幼稚園運営の報告を聴取した。また、平成20年度に於ける資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表の重要書類の閲覧並びに会計監査人（公認会計士）による監査報告書を確認し、事業報告書を調査した。

監査の結果、監事兩名は学校法人山口学園の業務及び財産の状況に関しての不正の行為または法令、若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められなかった。また、財務に関する計算書類は、学校法人会計基準に準拠しており、且つ前年度会計と同一の基準に従って継続して適用されており、更に計算書類の表示方法も同様であると認められた。学校法人山口学園の平成21年3月31日現在の財務状況及び同日を以て終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認める。

学校法人山口学園と私との間には、私立学校法第38条第5項に定める外部監事であり、学校法人山口学園寄付行為第12条第2項並びに第3項の規定による特殊の利害関係はない。